

各務原市重度身体障害者介助用自動車購入・改造費助成金交付要綱

(平成19年3月30日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、重度身体障害者を介助する者が運転する自動車を改造する経費等を助成することにより、障害者の社会参加の促進及び重度身体障害者の介助者の負担軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 重度身体障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する障害のうち1級又は2級に該当する両下肢又は体幹の機能障害者
- (2) 自動車 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車で、四輪以上のもの

(対象者)

第3条 この要綱により助成を受けることのできる者は、次のいずれにも該当し、市長が必要と認めた者とする。

- (1) 市内に住所を有する重度身体障害者で移動に車いす等を使用しているものと生計を同じくする者
- (2) 世帯の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に規定する特別障害者手当の支給に該当する金額を超えない者

(助成額)

第4条 助成する額は、自動車を改造する経費に3分の2を乗じた額又は既に改造された自動車の購入額から同型車の価格を差し引いた額（改造に該当する経費）に3分の2を乗じた額とする。ただし、24万円を限度とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする重度身体障害者と生計を同じくする者（以下「申請者」という。）は、各務原市重度身体障害者介助用自動車購入・改造費助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければ

ばならない。

- (1) 身体障害者手帳
- (2) 各務原市重度身体障害者介助用自動車購入・改造計画書（様式第2号）
- (3) 見積書
- (4) 自動車運転免許証
- (5) その他市長が必要と認める書類
（助成金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、各務原市重度身体障害者介助用自動車購入・改造調査書（様式第3号）によりその内容を審査し、各務原市重度身体障害者介助用自動車購入・改造費助成金交付決定（却下）通知書（様式第4号）を申請者に通知する。

（助成金の請求）

第7条 助成金の交付決定を受けた者（以下「受給者」という。）が助成金の請求をするときは、各務原市重度身体障害者介助用自動車購入・改造費助成金交付請求書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて市長に請求する。

- (1) 請求書又は領収書の写し
- (2) 自動車検査証の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（助成金の交付）

第8条 市長は、前条の規定により受給者から助成金の請求を受けたときは、速やかに助成金を交付する。

（助成金の返還）

第9条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) この要綱の規定により提出した書類に虚偽の記載があったとき。

（譲渡等の制限）

第10条 受給者は、助成金の交付を受けて購入又は改造した自動車を、助成金の交付を受けた日から2年間、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(助成の制限)

第11条 受給者が再度助成金の交付を受けようとするときは、前回の助成金の交付を受けた日から5年を経過した後でなければ、助成金の交付の申請をすることができない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

2 助成の対象となる自動車は、原則として、身体障害者手帳に記載される有料道路通行料金の優遇措置及び自動車税の減免措置を受ける自動車と同一のものとする。

(調査)

第12条 市長は、必要があるときは、受給者に対して報告を求め、又は必要な調査を実施することができる。

(助成金交付台帳)

第13条 市長は、助成金の交付状況を明らかにするため、各務原市重度身体障害者介助用自動車購入・改造費助成金交付台帳(様式第6号)を整備するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成21年4月1日決裁)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 改正後の各務原市重度身体障害者介助用自動車購入・改造費助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係るものから適用し、同日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成30年1月31日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

各務原市重度身体障害者介助用自動車購入・改造費助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）各務原市長

申請者 住所 各務原市
氏名

印

重度身体障害者介助用自動車購入・改造費助成金として、下記のとおり購入費・改造費の助成を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、世帯の所得状況を調査・確認されることを承諾します。

記

交付申請額 円

添付書類

- 1 各務原市重度身体障害者介助用自動車購入・改造計画書
- 2 見積書

様式第2号（第5条関係）

各務原市重度身体障害者介助用自動車購入・改造計画書

(1) 重度身体障害者の状況

身体 障 害 者 手 帳	氏名		生 年 月 日	年 月 日
	身体障害者手帳 記載の障害名		障害等級	級
	手帳番号	県 号	発 行 年 月 日	年 月 日

(2) 購入、改造の概要

○ 改造自動車の状況

改造車種		年式		排気量	CC
自動車の所有者名		登録番号			

○ 購入、改造の内容

改造 購入（新規）

改造内容		
対象経費	改 造	改造経費
	購 入	福祉車両対応経費（同型車両購入費との差額）

○ 改造業者の住所・氏名

住 所	
氏 名	

様式第3号（第6条関係）

各務原市重度身体障害者介助用自動車購入・改造調査書

（1）所得調書

申請者	氏名		住所	
配偶者	氏名		住所	
扶養義務者	氏名	続柄（ ）		住所
		申請者	配偶者	扶養義務者
所得制限限度額 （扶養親族等の数）		円 （ 人）	円 （ 人）	円 （ 人）
前年の所得税課 税所得金額		円	円	円

（2）交付額算定調書

購入、改造に要する 経費（A）	B （ $A \times 2 / 3$ ）	助成金限度額（C）	助成基本額 （BとCの少ない方の額）	備考
円	円	円	円	

（3）総合所見

調査の結果、購入費・改造費に対する助成金の交付は、適当と思われる。

年 月 日

職 氏 名 印

年 月 日

様

各務原市長

各務原市重度身体障害者介助用自動車購入・改造費助成金交付決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のありました各務原市重度身体障害者介助用自動車購入・改造費助成金を、下記のとおり交付（却下）することに決定しましたので通知します。

記

助成金交付額 円

却下又は助成金の減額の理由

（注意事項）

- 1 助成金の交付を受けて購入又は改造した自動車を、助成金の交付を受けた日から2年間、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供したりすることは、固く禁じられています。
- 2 1に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。
- 3 新たに自動車を取得し、その車について助成を受けようとするときは、この助成金の交付を受けた日から5年を経過した後でなければ、助成金の交付の申請をすることはできません。

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号（第7条関係）

各務原市重度身体障害者介助用自動車購入・改造費助成金交付請求書

年 月 日

（宛先）各務原市長

住所
氏名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました各務原市重度身体障害者介助用自動車購入・改造費の助成金を下記のとおり交付されるよう関係書類を添えて請求します。

記

金

円也

振込口座	銀行 金庫 店 農協	口座番号	
------	------------------	------	--

関係書類 請求書・領収書の写し
自動車検査証の写し

※自動車改造箇所を確認しました。

年 月 日

確認者 氏 名

印

※のある欄は記入しないでください。

